

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月16日

四日市市公平委員会委員長 富田俊治

公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年四日市市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第2（第2条関係）	
出先機関	
機関	職
（略）	
こども子育て交流プラザ	館長
保育所	園長
（略）	
公共交通推進室	室長
総合体育館管理室	室長
図書館	館長
博物館	館長、副館長（相当職を含む。）
中学校給食推進室	室長
小学校	校長、教頭
（略）	

改正前	
別表第2（第2条関係）	
出先機関	
機関	職
（略）	
こども子育て交流プラザ	館長

家庭児童相談室	室長
保育所	園長
(略)	
公共交通推進室	室長
図書館	館長
博物館	館長、副館長（相当職を含む。）
小学校	校長、教頭
(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(公平委員会事務局)